

令和4年第1回三笠市議会定例会

令和4年3月4日（第2日目）

○議事次第（第2号）

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 散会宣告

○議事日程

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第2号について（委報第1号） |
| 日程第2 | 議案第13号から議案第19号までについて（市政執行方針、教育行政執行方針） |
| 日程第3 | 議案第3号から議案第9号までについて |
| 日程第4 | 議案第10号から議案第12号までについて |

○出席議員（10名）

議 長	8番	武 田 悌 一 氏	副議長	7番	谷 内 純 哉 氏
	1番	赤 川 征 視 氏		2番	浅 尾 三 吉 氏
	3番	折 笠 弘 忠 氏		4番	只 野 勝 利 氏
	5番	畠 山 宰 氏		6番	澤 田 益 治 氏
	9番	儀 惣 淳 一 氏		10番	谷 津 邦 夫 氏

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	西 城 賢 策 氏	副 市 長	右 田 敏 氏
総務福祉部長兼 新型コロナウイルス感染症 対策本部事務局長	金 子 満 氏	総 務 課 長	藤 井 陽 一 氏
市民生活課長	中 川 学 氏	保健福祉課長兼 健康係長	花 井 志 夫 氏
企画財政部長	小 田 弘 幸 氏	企画調整課長	三 好 智 幸 氏
企画調整課主幹	萬 年 剛 至 氏	税務財政課長	坂 保 徳 氏
産業政策推進部長	中 原 保 氏	建設部長兼 水道課長事務取扱	松 本 裕 樹 氏
教 育 長	高 森 裕 司 氏	教 育 次 長	阿 部 文 靖 氏
病院事務局長	高 田 進 氏	消 防 長	下 村 義 則 氏
監査委員事務局長	豊 口 哲 也 氏		

○出席事務局職員

議会事務局長 柳 谷 忍 氏 議会係長 若 月 厚 志 氏
主任主事 青 山 初 美 氏

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関及び企画調整課から撮影の申出がありましたので、許可しております。

開会 午前10時00分

◎開 議 宣 告

◎議長（武田悌一氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第2号について（委報第1号）

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 委報第1号議案第2号についてを議題とします。

本件は、さきの本会議において総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されています。

この際、委員長の報告を求めます。

折笠委員長、登壇願います。

（総合常任委員会委員長折笠弘忠氏 登壇）

◎総合常任委員会委員長（折笠弘忠氏） さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第2号の計画策定1件であります。

以下、御報告申し上げますが、全議員が委員となり審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑、答弁の内容につきましては省略をさせていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきます。

それでは、報告いたします。

議案第2号第9次三笠市総合計画の基本構想及び基本計画の策定については、特段の質疑もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての御報告といたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決を行います。

初めに、議案第2号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第2号第9次三笠市総合計画の基本構想及び基本計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第2 議案第13号から議案第19号までについて(市政執行方針、教育行政執行方針)

◎議長(武田悌一氏) 日程の2 議案第13号から議案第19号までについてを一括議題とします。

提案に先立ち、市長及び教育長から令和4年度市政執行方針及び教育行政執行方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許可します。

初めに、市長から令和4年度市政執行方針について説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 令和4年第1回定例会に当たり、市政執行への私の所信と施策を申し上げます。

昨年は、開庁140年という節目の年であり、先人の労苦に感謝し、未来に向けて希望を紡ぎ続けていくと同時に、コロナ禍においても市民が一時でも楽しんでいただけるよう事業を実施したところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、初めての感染確認から2年以上となった現在も感染拡大が続き、地域活動が中止、延期を余儀なくされ、人との絆や触れ合いを創出する貴重な機会が失われるとともに、地域経済に影響が生じておりますが、本市では、市民が安心して暮らし続けるために、各種対策を講じてまいりました。

令和4年度においても切れ目なく、国の新型コロナウイルス感染症対策と連携し、感染防止対策と地域経済活動を両立させるよう、対策を講じてまいります。

また、昨年は市民一人一人の健全で豊かな食生活の向上と食を通じた地域の活性化を目指す「食のまちづくり基本条例」を制定し、本年4月1日から施行することから、着実な事業展開を図ってまいります。

さらに、4大プロジェクトの一つである石炭地下ガス化は、室蘭工業大学や多くの企業から御支援をいただき、未来のエネルギーである水素の製造に取り組むとともに二酸化炭素を地下の旧炭鉱坑道等に戻すべく歩みを進める段階となり、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)から念願の事業採択を受け、実証実験に向け動き出す段階に至りました。

この事業は、初めは小さな種から始まった事業であり、この10年で枝葉を広げ、木へ

と育ち、国の施策動向もあり、さらにつぼみをつけようとしています。

そして、持続可能で未来につながるよう取り組んできた4大プロジェクトのつぼみを確実に咲かせるためにも、私の信条としましては、本市の歴史を考えたとき、現状維持は衰退への道と考えており、この難局の時代を乗り越えるために、常に新しい発想を持ちながら、令和4年度からスタートする「第9次三笠市総合計画」の都市像とした「日本一安心して誰もが暮らし続けたい自然豊かな元気田園産業都市」の実現に向け、全力で取り組んでまいり所存であります。

ここで、まちづくりに臨む基本姿勢について申し上げます。

1つ目として、行政判断の基本は、本市の市益・市民益にあると考えていること、2つ目は、人口減少対策として徹底した経済・産業活性に取り組まなければならないと考えていること、この2つの考え方に基づき、引き続き市政運営の判断をしてまいりたいと考えております。

次に、総合計画の基本目標に基づき、本年度の主要な施策の推進について申し上げます。

初めに、「人が育つまち三笠」についてであります。

次代を担う子供たちが、自らの夢に挑戦し、たくましく生きる力と思いやりのある豊かな心を育み、家庭・学校・地域の連携により、元気に学びながら成長できるよう着実な学力の向上はもとより、文化・スポーツ環境の充実を図るとともに、子育てしやすい環境の充実に努めてまいります。

また、小中学校の防災教育の充実を図り、子供の生きる力を育むため、自らの命は自ら守るという防災意識の向上に取り組んでまいります。

さらに、老朽化している給食センターについては、安全安心な給食提供を継続的に行うために建て替えを行い、令和5年度の完成を目指してまいります。

三笠高校については、調理・製菓の各種コンクールにチャレンジし、全国優勝を果たすなど輝かしい成績を収め続けており、市民にたくさんの明るい話題や感動を与えています。

今後とも授業や高校生レストランでの研修を通じ、社会で活躍できる人材育成を図るとともに、ICTを活用した学習を推進していくため、各寮においてもWi-Fiが利用できる環境を整備してまいります。

また、キッチンスタジアムにおいて各種料理教室、洋菓子コンクール、全国の高校を対象とした調理の料理コンクールなどを開催し、食育や交流人口の増加に努めてまいります。

文化芸術振興促進施設シエルにおいては、隣接する高校生レストランの集客力を活かしながら、さらなる交流人口の増加に努めてまいります。

次に、「人が元気で働けるまち三笠」についてであります。

農業については、日本型直接支払事業及び新規就農者や農業後継者の確保・育成、施設

園芸へのスマート農業設備等導入支援を行うなど、生産性・収益性を高め農業経営の安定化を図るための取組を進めてまいります。

さらに、農産物の販路拡大に向け、農業団体等と連携し地元で生産される農産物のブランド化やワインフェスタの開催など、地元農産物の魅力を伝えるとともに、地域経済の活性化を図ってまいります。

経済・産業活性の取組については、引き続き産業界と議論を行い、既存制度の拡充も含め、必要な制度創設に向けて検討してまいります。

次に、商工業については、持続可能な商工業の振興を図るため、商工業振興ビジョンに基づき、商工業活性化事業やる気応援補助金などの制度により、商工業者が新たに取り組む事業や起業家に対する支援を行い、地域経済の活性化を推進してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、関係団体と協議し事業の継続及び雇用の維持を図るための対策を講じてまいります。

また、旧商工会館跡地を中心とした中心市街地再整備については、将来的に必要な消費生活の確保や交通の利便性の向上と観光情報の発信等につながる効果的な施設のあり方について、引き続き検討を進めてまいります。

企業誘致については、民間の信用調査会社等と連携し、企業へのアプローチを図り、工業団地等の販売促進に努めるほか、民間所有の遊休地の有効活用に向けた取組を検討してまいります。

雇用・労働環境については、関連する市内団体との連携や広域団体とともに実施している事業に取り組みながら、市内労働環境の改善や人材育成などに努めていくほか、労働者への生活・教育資金の融資施策を継続してまいります。

さらに、失業者対策として、ハローワークなどとの連携による取組や求人情報を発信し、雇用の拡大を図ってまいります。

また、観光や食に対する取組として、商工業者・三笠ジオパーク推進協議会・三笠高校などと連携した商品の開発に取り組むほか、観光客等に対し、三笠ならではの魅力発信等を行い、地域のかじ取り役となる観光協会が本来の役割を担うための新たな組織づくりを進めてまいります。

また、農業者や商工業者などの利用による産業活力創造施設ココチを活用し、地域産品等の販路拡大による地域活性化に努めてまいります。

観光施設等については、指定管理者と連携して徹底した施設管理を行い、利用者の安全対策と新型コロナウイルス感染症対策を実施するとともに、さらなる施設の利用促進を図るため、引き続き施設間の共通券による一体的な集客力の向上に取り組んでまいります。

各種イベントについては、継続実施していくほか、サイクリング観光等による誘客に努めてまいります。

三笠ジオパークについては、昨年度、4年に1度の認定審査が行われた結果、再認定され、教育旅行が継続して増加傾向にあることから、今後、さらなる工夫を重ね、日本ジオ

パーク委員会より評価を得ている学校教育と連携した教育活動の充実や学習旅行への誘致、ジオパークの要素と地域資源を融合した体験型ツアーなどを実施するほか、日本遺産である炭鉱関連施設等を十分に活用し、取組を進めてまいります。

さらに、高校生レストランを拠点とした食街道づくりを目指した中で、市民・事業者・関係団体・市が協働し、本市の特色や地域資源である農業やジオパークを活用した食と観光などによるまちづくりを推進しつつ、必要な制度創設に向けて検討し、食のまちづくりを進めてまいります。

石炭地下ガス化の調査研究については、引き続き室蘭工業大学や関係する企業と連携し、今後の実証実験に必要な基礎データを整理するほか、旧炭鉱の坑道跡に二酸化炭素を固定する実験を行い、事業全体でカーボンニュートラルの水素製造となるように産学官の連携による技術開発と新たな産業の構築に取り組んでまいります。

次に、「人が快適に生活を楽しむまち三笠」についてであります。

交通環境については、今後も住民の足である民間公共交通の維持や市営バスの運行維持を図るとともに、より市民の利便性向上を目指し地域公共交通計画の策定を行ってまいります。

冬の環境については、作業の効率化を図るため除雪車両を更新するとともに、国や北海道と連携を図りながら、市民の重要なライフラインである道路網の除排雪及びぬくもり除雪サービス事業を引き続き実施してまいります。

環境衛生については、地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定し、脱炭素化社会を目指してまいります。

また、みどりが丘環境センターについては、経年劣化した設備の修繕を進めてまいります。

市営住宅については、既存の市営住宅の改修を引き続き実施するとともに、市内各地に点在する老朽市営住宅の計画的な集約化を図ってまいります。

また、岡山地区の道営住宅の整備について、3期工事の早期着手に向けて北海道に対して強く要請してまいります。

個人住宅については、住まいのリフォーム助成事業、若者移住定住促進家賃助成事業及び住宅建設等費用助成事業を引き続き実施し、移住及び定住促進を図ってまいります。

上水道については、「水質検査計画」に基づき、安全な水の安定供給を図るとともに、効率的な業務執行に努め、健全運営に取り組んでまいります。

下水道については、浸水対策として雨水管整備を行うほか、処理区域内の一層の水洗化を推進し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

幾春別川総合開発事業については、新桂沢ダムの早期完成及び三笠ぼんべつダムの早期着工、早期完成について、引き続き関係機関に要請してまいります。

森林資源の保護については、市有林環境保全整備事業等を計画的に実施してまいります。

道路については、計画的な維持、整備を進め、橋梁・公園については、計画的で経済的な維持管理を進めるとともに、河川については、計画的に改修、しゅんせつすることにより、水害に強いまちづくりを推進してまいります。

道道関係の整備については、引き続き北海道へ要望してまいります。

情報通信・情報技術については、民間通信事業者により市民全域に光回線が整備されたことから、これらの情報通信基盤を有効に活用するため、行政手続のオンライン化やキャッシュレス化などのデジタルトランスフォーメーションを進めるとともに、市民がデジタル社会に取り残されることのないよう取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードについては、健康保険証としての利用も始まり、公共施設などに出向き、申請を受付するなど交付の推進を図ってまいります。

次に、「人が安心して暮らせるまち三笠」についてであります。

地域福祉については、小地域ネットワーク活動の充実や地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携・協力体制を一層推進するなど、地域から孤立することなく、安心して暮らすことのできる生活環境づくりに努めてまいります。

生活保護については、法に基づき適正実施に努めるとともに、ハローワークとの連携や生活保護就労支援員の配置を継続し、自立助長に努めてまいります。

また、生活困窮者の自立支援については、生活保護に至っていない方に対する第2のセーフティネットとして、広域連携による相談支援等に取り組んでまいります。

児童・母子・父子福祉については、「三笠市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、国の幼児教育・保育の無償化に加え、人口減少対策として移住及び定住促進や女性の活躍の拡大につなげるため、本市独自の保育所使用料・副食費助成、幼稚園副食費助成を行うとともに、商品券で支援することにより市内経済の活性化も推進してまいります。

また、乳児紙おむつ購入費用助成事業、子育てサロン事業、新生児聴覚検査実施事業、子どもの医療費助成事業を行うとともに、新たに子育て世代包括支援センターを設置し、子育てしやすい環境を推進してまいります。

さらに、ひとり親家庭への支援として、経済的自立及び生活の安定のため資格取得等を支援する、自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進給付金等事業に加え、シングルマザーに対し、引っ越し費用や一定の生活支援を図ることで移住及び定住促進につなげてまいります。

地域医療については、市民が安心して暮らし続けるための大切な社会基盤であり、各医療機関で連携して必要な医療が提供できる環境を維持する必要があります。

そのため、本市の基幹病院の役割を担う市立病院においては、必要な人材の確保に努め、適正な病院機能を維持することにより、安心して医療を受けることができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルスなどの感染症対策を引き続き行うとともに、災害時でも緊急的な医療を確保できるよう非常電源装置の拡充を図ってまいります。

なお、将来的に市立病院を維持存続していく上での基本的な考え方を踏まえ、建て替えを前提とした基本構想等の計画に着手してまいります。

国民健康保険については、都道府県化に伴う様々な制度改革に対応できるよう国保事業の健全な運営に努めるとともに、生活習慣病や疾病予防のため、人間ドックなどの各種検診を引き続き実施し、病気の早期発見や医療費の抑制に努めてまいります。

特定健診については、引き続き受診料を無償化し、受診率の向上を図り、早期発見、早期治療を目指すとともに、健康づくりについては各種健康診査や健康教育のほか、各種運動教室を引き続き実施するほか、口と周囲の筋力強化による口腔機能向上や脳の活性化に取り組み、健康寿命の延伸等に努めてまいります。

また、がん対策の一つとして、特定の年齢に達した方に対する各種がん検診や肝炎ウイルス検診の費用を助成するほか、中学2年生を対象に胃がんのリスクを抑えるピロリ菌検査や除菌費用の助成を引き続き実施してまいります。

インフルエンザ予防接種の費用助成事業については、引き続き高校生まで実施してまいります。

さらに、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦一般健康診査の通院に係る交通費の一部助成や、子供を望む夫婦の経済的・精神的負担の軽減を図るため、不妊治療の一部助成を引き続き実施してまいります。

コミュニティ活動については、引き続き連合町内会の活動を支援するほか、町内会の維持に向けて連合町内会及び社会福祉協議会と連携するとともに、市役所が市民により近い存在となれるよう地区市民センターに出向き、相談活動を行うほか、集いの場としてのコミュニティ拠点の強化を図ってまいります。

また、食育を通じて、食が全ての健康づくりの基礎であることの浸透を図るため、三笠市食育推進計画策定事業や食育講演会実施事業、訪問型高齢者栄養指導実施事業などの実施のほか、国の地域活性化起業人制度を活用して、食を通じた市民の健康増進に取り組むとともに、児童・小学生・中学生の料理クラブ設立に向け研究してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症については、国や北海道、医療機関と連携しながらワクチンの接種に取り組むとともに、高齢者施設等で感染が発生した場合には、関係機関と連携し必要な支援を実施してまいります。

高齢者福祉については、「第8期三笠市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、保健サービスや施設サービスなどを提供するほか、バス運賃の一部助成や敬老祝い事業、長寿祝い事業を引き続き実施してまいります。

また、高齢者の安全な移動手段と在宅生活を支援するため、安全運転支援装置搭載車両の購入及び後づけ装置の導入費用の助成を引き続き実施してまいります。

介護保険については、団塊の世代が75歳を超える2025年を見据えて「第8期三笠市介護保険事業計画」に基づき、適正な介護認定及びサービス給付を進めるとともに、介

護保険財政の健全運営に努めるほか、介護予防・日常生活支援総合事業や水中運動教室などの予防事業を引き続き実施してまいります。

障害者福祉については、「第5期三笠市障害者計画」に基づき、障害福祉サービスを引き続き実施するとともに、社会福祉事業団が運営する障害児通所支援事業所かざぐるまでは、心身に障害や発達に遅れを持つ児童・生徒に適した生活・学習指導などが行われており、保育所や学校などとの連携強化を図ってまいります。

また、「三笠市笑顔で心をつなぐ手話言語条例」に基づき、講習会を開催するなど、市民の手話に対する理解を広げ、手話が使いやすい環境づくりに努めてまいります。

交通安全については、関係機関や各団体と連携を密にしながら、効果的な啓発活動を展開し、安全意識の高揚と交通事故防止に努めてまいります。

防犯対策については、町内会などが行う防犯灯のLED化などの支援を引き続き実施してまいります。

消費生活については、振り込め詐欺や悪質商法などによる被害の防止を図るため、消費者協会を中心とした消費者被害防止ネットワークを活用し、関係機関と連携を図り、啓発活動や相談体制の確保に努めてまいります。

空き家対策については、管理不全な空き家等に対し、引き続き所有者などに適切な管理指導を行うとともに、法律等に基づき特定空家等に認定し、対策を図ってまいります。

消防行政については、近年増加している自然災害に対応するため、土のうや小型動力ポンプなどの防災資機材を搬送する資機材搬送車を導入し、災害時の即応体制の強化を図ってまいります。

また、災害現場の被害状況や規模等を把握するため、災害活動用ドローンを導入し、上空からの情報収集や撮影を行い、効果的な現場活動の運用に努めてまいります。

火災予防対策については、高齢者を中心に住宅防火対策に重点を置いた防火指導を展開し、住宅火災による死傷者を未然に防ぐため、住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理の周知を図ってまいります。

防災については、地域防災力の強化、向上に向けて、引き続き町内会に対し自主防災組織の結成を働きかけるとともに、自然災害に対応するため、町内会を対象に防災講習会等に取り組んでまいります。

さらに、非常食や屋内テントなどの防災用備蓄品を整備し、安全で安心できるまちづくりの推進に努めてまいります。

次に、「人と自然が共存できるまち三笠」についてであります。

地元出身者等の絵画などを展示する文化芸術振興促進施設シエルにおいて、市民が広く文化芸術に触れる機会の拡充を図るとともに、本市の歴史や資源を総合的に活用し、引き続き三笠北海盆おどりや楽しく学べる場として博物館特別展を実施してまいります。

また、サケやヤマメの稚魚を放流し、市民へ自然環境の保全や命の大切さに接する機会を創出してまいります。

なお、中央の文化に親しむ機会の創出等を目的として、市民の元気づくり講演会を実施してまいります。

最後に、「人が未来に向かって夢を育めるまち三笠」についてであります。

移住定住促進については、引き続きテレビCMなどで本市の認知度の向上を図るほか、地域おこし協力隊制度の活用により、将来的に地域に定着し、活躍できる人材の確保に努めてまいります。

また、東京圏からの移住促進及び地域の担い手不足の支援としてU I Jターン新規就業支援事業を実施するほか、新婚世帯への支援策として新居への引っ越し費用など、一定の経済的負担を軽減することや、遠距離通勤者に対し通勤費用の一部助成により、本市が札幌市を含む近隣都市圏への通勤圏であることを強くアピールすることで、移住及び定住促進につなげてまいります。

さらに、国の地域プロジェクトマネージャー制度を活用し、三笠高校の卒業生がまちづくりに参加しやすい環境づくりに取り組めます。

協働・市民参加については、協働のまちづくり推進事業補助金の活用を促し、地域住民と連携した環境美化などを目指すとともに、市政懇談会や多くの審議会などのほか、未来創造会議や主要団体協議会などを必要により開催し、意見交換に努めてまいります。

行政運営については、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に柔軟に対応できる効率的で、機能的な行政体制を確立し、持続的に発展する行政運営を推進するため、引き続き積極的な行政改革や働き方改革に取り組んでまいります。

また、人口減少や高齢化等により生じた都市構造の各種課題の解決に向け、都市機能の集約等を図り持続可能な都市を形成するための計画として、国が推奨する立地適正化計画を策定してまいります。

土地開発公社については、昭和48年の設立以後、まちづくりの一翼を担ってまいりましたが、近年その役割を終えたものと考え、解散に向け取り組んでまいります。

財政運営については、新型コロナウイルス感染症により国家財政の厳しい状況を踏まえ、今後の地方財政計画の動向が懸念されることから、一層の経費節減に努めるとともに、引き続き企業版ふるさと納税のPR等を推進するほか、ふるさと納税の新たな返礼品の発掘及び開発に取り組み、収入確保に努めるなど、健全で持続可能な財政運営を図ってまいります。

私は、「三笠市未来づくり基本条例」に基づき、これまで先人が築き上げてきた誇りと豊かな自然・歴史・文化、そして協働の精神によって築かれたこのまちを継承し、小さくてもキラリと光るまちを構築してまいります。

また、次代を担う子供たちが未来に向かって夢を育み、自らの夢に挑戦し、そして本市に回帰してくる環境づくりに取り組んでまいります。

私は、今まで育ててきたまちづくりの芽を確実に育て上げ、さらに大きく実を結ぶよう令和4年度からスタートする「第9次三笠市総合計画」を着実に推進し、これからも明る

い未来に向け全力を尽くしてまいり所存であります。

以上、市政執行に臨む私の所信の一端を申し上げましたので、市民の皆さん、そして市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 次に、教育長から令和4年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、登壇願います。教育長。

（教育長高森裕司氏 登壇）

◎教育長（高森裕司氏） 令和4年第1回定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

人工知能、ビッグデータなどの先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会のあり方が劇的に変わる Society5.0 時代が到来しつつある中、義務教育において誰一人取り残さないという基本的な考えの下、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、持続可能な社会の創り手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質や能力を一層確実に育成することが求められています。

このように急激に変化する時代の中で、北海道においては、子供たちの安全を守りながら、学びを止めない、心を近づける教育を進めるとともに、夢や課題に新たな発想でその実現に挑戦しながら、無限の可能性を發揮し、社会で生き抜く力を身につけることを教育の目指す姿として取り組んでおります。

本市においては、「三笠市教育大綱」の基本方針に沿って、各施策を確実に執行することにより、本市教育の目指す姿として掲げている家庭・学校・地域社会が一体となって、「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を基礎とする子供たちの「生きる力」を育むとともに、児童生徒の学習機会と学力を保障するために、新型コロナウイルス感染症対策と学校教育活動の両立を継続するほか、感染症への備えとしての教育環境整備の充実を図ってまいります。また、GIGAスクール構想や学校における働き方改革を充実させるとともに、新学習指導要領を着実に実施し、新しい時代の学校教育の実現に努めてまいります。

さらに、市民の誰もが、豊かな心を育み、実りのある生活を送っていただくため、市民の多様なニーズに応じた学習機会を提供するなど、あらゆる機会、あらゆる場所で生涯にわたって学び続けることのできる社会教育を推進してまいります。

最初に、幼児教育について申し上げます。

幼保連携型認定こども園については、生活や遊びといった直接的、具体的な体験を通して人間形成の基礎を培うとともに、市内の園児が安全安心に通園できるよう努めていくほか、幼稚部副食費助成事業として、移住・定住を促進するための子育て施策の一環と市内経済の活性化を図るために、保護者が負担する副食費相当分を商工会が発行する商品券で助成してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子供たちが将来にわたり、自らの力で自立して生きていくためには、基礎学力の定着が必要なことから、学力向上未来塾推進事業を引き続き実施するとともに、小中一貫コミュニティ・スクールを推進することにより、家庭・学校・地域全体で子供たちを守り育てる環境の充実に努めてまいります。また、GIGAスクール構想に基づき、ICT活用を推進し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現を目指してまいります。さらに、学習基盤となる言語能力・情報活用力を育成するため、読解力を支える語彙力を強化する取組を教育研究所と連携し推進するとともに、子供たちの生きる力を育むために、自らの命は自ら守るという防災教育を進めていくほか、英語への興味・関心を高め、今後必要となる実践的コミュニケーション能力を身につけさせるため、3歳から小学校6年生までの親子を対象とした英語教室を継続してまいります。

吹奏楽指導者招致事業として、札幌交響楽団所属の演奏者を招致し、子供たちへの指導により、演奏技術の向上、及び協働しながら音楽表現を生み出すすばらしさを学ぶほか、小学生給食費の実質無料化を継続し、子育てしやすい環境づくりを進めてまいります。また、子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう小中9年間を通した食育に関するカリキュラムを策定するなど、食育推進体制を確立し、次代を担う子供たちの食育授業の充実に図っていくとともに、老朽化している給食センターについては、安全安心な給食提供を継続的に行うために建て替えを行い、令和5年度の完成を目指してまいります。

特別支援教育については、障害のある児童・生徒の学校生活にきめ細かな指導を展開するとともに、学習上の困難な状況に対して支援員を配置するほか、各学校の実態に見合った必要な学習の支援を行ってまいります。

いじめ問題対策については、「三笠市子どものいじめ防止等条例」に基づき策定した「三笠市いじめ防止基本方針」により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、スクールカウンセラーと連携を図りながら、子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めてまいります。

教育研究所においては、新学習指導要領を基本に、本市の特色ある教育と新しい学習教育の実現、さらに学力向上を図るための研究活動を進めてまいります。

三笠高等学校については、「笑顔を生み出す人の育成」を学校経営方針として掲げ、食物調理科の特色を活かした教育活動を展開し、卒業後に多様化する社会に対応できる力を持った人材や地域に貢献できる人材の育成に引き続き努めてまいります。

今後とも授業や高校生レストランでの研修を通して、食に関する高度な専門的知識と技術のほか接客や経営力などを学ぶことにより、社会で活躍できる人材育成を図るとともに、ICTを活用した学習を推進していくため、各寮においてもWi-Fiを使用できる環境を整備してまいります。また、キッチンスタジアムにおいて各種料理教室、洋菓子コンクール、全国の高校を対象とした調理の料理コンクールなどを開催し、食育や交流人口

の増加に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「三笠市社会教育中期計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携しながら子供を育む環境づくりの推進や学びの成果を活かす機会の提供など、楽しく学び合い、新しい時代を拓く生涯学習の推進と心豊かな人づくりを目指し、各施策を推進してまいります。

青少年教育については、三笠市地域子ども会育成連絡協議会の諸活動への参加を促し、自主的に行動できる子供たちの育成に努めるとともに、三世代交流事業等を通じて交流を図り、子ども会活動を推進してまいります。

成人教育については、新成人が思い出に残るような魅力ある成人祭を開催するとともに、高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を支援するための学習活動の場として、ことぶき大学を引き続き開催してまいります。

芸術・文化については、「三笠市民文化芸術振興条例」に基づき、芸術・文化活動を推進するほか、文化芸術振興促進施設シエルは、隣接する高校生レストランの集客力を活かしながら、さらなる交流人口の増加に努めてまいります。

文化遺産については、大切に保存・展示するとともに、郷土芸能の魅力や継承の意義などをPRしながら、後世に継承していくための取組を実施してまいります。三笠北海盆おどりについては、炭鉱全盛期の歴史文化を継承する本市の一大イベントとして、引き続き開催するとともに、北海盆唄全国大会についても、北海盆唄発祥の地として、歴史的文化遺産の継承・発展を図るため、引き続き開催してまいります。

公民館については、文化及び学習活動の場として、文化団体、サークルに提供するほか、引き続き、公民館講座を開催してまいります。

図書館については、子供たちへの読書案内やボランティアによる絵本とお話の会である、かるがも会などの各種事業を実施するとともに、引き続き、小中学校へ定期的に図書の貸出しを行い、子供たちの読書習慣の定着を促進していくほか、市民から図書のリクエストに応えるなど、利用しやすい魅力ある図書館づくりに取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーションについては、野球は北海道日本ハムファイターズ、サッカーは北海道コンサドーレ札幌に引き続き委託し、子供たちが高度な技術や考え方を習得するための環境づくりに取り組むとともに、パークゴルフ場サン・パーク及び運動公園内の体育施設については、指定管理者による効率的な運営を図るとともに、市民が利用しやすい施設となるよう努めてまいります。

博物館については、展示数日本一と言われるアンモナイト化石など、古生物を活かした学術研究の充実・発展と地域に根差した特色ある教育の場を提供するとともに、特別展として、鳥など、空を飛ぶ生き物の体のつくりと進化について、楽しく学べる展示会を開催いたします。

以上、令和4年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の推進に当たっては、各関係機関、団体などとの連携を図るとともに、市民の皆さま

んの御協力をいただきながら、本市の将来を担う子供たちの健やかな成長を育んでいく教育環境の充実に努めることが重要であると考えております。

私は、教育委員会が果たさなければならない「役割」と「責任」の重大さを深く認識し、市長と教育委員会との連携を一層緊密なものとし、本市の教育の質の向上と発展に向け、ここに申し上げました各施策を確実に執行するよう最善を尽くしてまいる決意でございます。

市民の皆さん、市議会議員の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） 引き続き、議案第13号から議案第19号までについて、市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第13号から議案第19号まで、一括して提案説明申し上げます。

まず、国の令和4年度地方財政対策において社会保障関係費の増加が見込まれる中、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、地方が安定的な財政運営を行えるよう、一般財源の総額については令和3年度と同水準で確保されました。

しかしながら、本市の財政は地方交付税等に大きく依存し、その動向に左右されやすい構造であることから、健全な財政運営を意識し、限られた財源の中で子育て支援や高齢者対策、産業活性化対策などの事業を推進し、希望に満ちた元気田園産業都市づくりを目標に予算編成を行ったものであります。

以下、各会計順に予算の概要について説明いたします。

最初に、議案第13号令和4年度三笠市一般会計予算についてであります。経常的歳出予算では、これまでの行財政改革の努力を緩めることなく、必要経費の見直しを図りながら、将来に向けた財源の適正な管理を目的とした基金への積立てのほか、重点的・効率的な予算編成としたものであります。

一方、政策的予算では、第9次総合計画の都市像である「日本一安心して誰もが暮らし続けたい自然豊かな元気田園産業都市」を目指し、地域特性を生かした経済・産業活性化、本市への人口流入の促進、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができる環境や安心して生き生きと暮らせる環境づくりを推進するため、厳選した予算措置を行うものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず、諸交付金、地方交付税、臨時財政対策債については、国の地方財政計画などに基づき積算し、歳出関連の国庫支出金等特定財源については、現段階で見込めるものについて全て計上するものであります。

債務負担行為については、除雪機の購入費などについて措置するものであります。

地方債の限度額及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置

するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は102億9,418万6,000円となり、前年度予算額と比較しまして12億467万1,000円、率にして13.3%の増となるものであります。

次に、議案第14号令和4年度三笠市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度に係る本市の財政運営が適切に執行されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主に北海道後期高齢者医療広域連合に納付する保険料及び共通経費負担分を計上するものであります。

一方、歳入予算であります。市が徴収する保険料のほか、一般会計の繰入金として、低所得者等の保険料軽減額及び広域連合に納付する共通経費分等の費用を計上するものであります。

以上により、後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億8,846万4,000円となり、前年度予算額と比較しまして365万1,000円、率にして1.9%の減となるものであります。

次に、議案第15号令和4年度三笠市国民健康保険特別会計予算についてであります。北海道の予算編成における留意事項を考慮し、本市の国民健康保険財政運営が健全に運営されるよう、制度に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、給付実績ベースで算定し、計上するものであります。

国民健康保険事業費納付金は、北海道の試算額に基づき計上するほか、保健事業費については、特定健康診査の受診料を無償化するほか、特定健診の未受診者対策事業、特定保健指導、人間ドック利用者への助成及び各種検診、予防接種費用の助成、生活習慣病予防水中運動教室の実施に要する経費を計上するものであります。

一方、歳入予算であります。保険料については、国民健康保険事業費納付金の財源確保が可能な見込みから、現行の料率は据え置くものとしておりますが、限度額については、国の基準額引上げに伴い、3万円を引き上げ、102万円にするものであります。

また、道支出金は、保険給付費の実績に基づき算定し、一般会計繰入金など歳出関連で見込まれる全ての収入を計上するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は11億6,336万2,000円となり、前年度予算額と比較しまして3,366万4,000円、率にして2.8%の減となるものであります。

次に、議案第16号令和4年度三笠市介護保険特別会計予算についてであります。第8期介護保険事業計画を基本に、令和3年度の決算見込額を踏まえ、事業などについて必要な見直しを行い、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、令和3年度の決算見込額を基に

計上するものであります。

地域支援事業費については、水中運動教室や元気アップ教室のほか、認知症初期集中支援事業などを継続して実施するものであります。

一方、歳入予算であります。まず介護保険料については、算定に基づき徴収する額を計上するほか、支払基金交付金、国、道、市の負担額については、保険給付費に対する負担割合に応じて措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計の予算総額は14億4,180万5,000円となり、前年度当初予算額と比較しまして1,427万円、率にして1.0%の増となるものであります。

次に、議案第17号令和4年度三笠市水道事業会計予算についてであります。安全で良質な水を安定的に供給するため、施設の適正な管理を基本に、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、実績に基づく推計使用水量により給水収益を見込み、総額3億4,986万円を計上するものであります。

また、支出については、市民の給水需要を充足させるために必要な経費として総額3億9,163万8,000円を計上するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。支出については、補助制度及び老朽度により送水管と配水管の改良のほか、引き続きメーター器の取替えを行い、3億2,437万6,000円を計上するものであります。

一方、収入については、企業債など総額2億4,223万4,000円を計上するものであります。

以上により、水道事業会計支出予算の総額は7億1,601万4,000円となり、前年度予算額と比較しまして5,111万7,000円、率にして7.7%の増となるものであります。

次に、議案第18号令和4年度三笠市下水道事業会計予算についてであります。快適な生活環境を確保するための基盤整備と施設の適正な管理を基本に、予算編成を行ったものであります。

なお、業務の予定量については、人口減と前年度実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、水道事業会計と同じ方法による推計使用水量により下水道使用料を見込み、総額5億6,974万4,000円を計上するものであります。

一方、支出については、下水道施設の維持管理に必要な経費として、総額5億6,237万9,000円を計上するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。支出については、三笠市公共下水道事業ストックマネジメント計画制度の補助を活用した三笠浄化センター更新工事及び浸水対策に伴う雨水管の整備を行うものであり、企業債償還金等を含む4億2,203万2,000円を計上するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億6,967万9,000円を計上するものであります。

以上により、下水道事業会計支出予算の総額は9億8,441万1,000円となり、前年度予算額と比較しまして1,830万7,000円、率にして1.8%の減となるものであります。

最後に、議案第19号令和4年度市立三笠総合病院事業会計予算についてであります。病院事業については、市内唯一の総合病院として、必要な人材の確保に努め、適正な病院機能を維持することにより、安心して医療を受けることができる環境づくりに取り組むものであります。

また、新型コロナウイルスなどの感染症対策を引き続き行うとともに、災害時でも緊急的な医療を確保できるよう非常用発電装置の拡充を図ります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、1日平均入院患者数を60.0人、1日平均外来患者数を179.8人と設定し、入院、外来収益などを見込み、総額15億7,660万9,000円を計上するものであります。

一方、支出については、必要経費として総額22億195万5,000円を計上し、その中で建て替えを前提とした基本構想等の計画に着手するものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。支出については、医療サービスの充実や老朽化への対応を図るため、医療用機械器具15品目の購入のほか、非常用発電装置の整備、修学資金貸付金など、総額1億3,702万2,000円を計上するものであります。

一方、収入については、企業債など総額1億1,481万3,000円を計上するものであります。

以上により、市立三笠総合病院事業会計支出予算の総額は23億3,897万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして、3億1,679万6,000円、率にして11.9%の減となるものであります。

以上、議案第13号から議案第19号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これをもちまして、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第13号から議案第19号までについての提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、市政執行方針及び教育行政執行方針の説明並びに議案第13号から議案第19号までについての質疑は、3月16日からの大綱質問により行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第3 議案第3号から議案第9号までについて

◎議長(武田悌一氏) 日程の3 議案第3号から議案第9号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第3号から議案第9号について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第3号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、デジタル化施策の推進、妊娠期から子育て期にわたる支援を行う組織体制を確立するため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、総務福祉部にデジタル推進課及び子育て世代包括支援センターを設置するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

次に、議案第4号三笠市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略を三笠市第9次総合計画へ統合することから、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、三笠市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の設置に関する規定を削るものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

次に、議案第5号三笠市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正及び国の通知を踏まえ、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、国民健康保険料の基礎賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を19万円から20万円に引き上げるものであります。

また、未就学児の被保険者均等割額を算定する場合の端数処理の取扱いについて規定するものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、当市の地域情勢の変化等を踏まえ、消防団員の確保を目的として、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、消防団員の定数を115名から90名に改めるとともに、班長及び団員

の報酬を引き上げるほか、災害等の職務に従事する場合の出勤報酬を引き上げるものであります。

また、長期間職務に従事することができない場合の休団に関する規定を定めるものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

議案第7号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、市内経済の振興と商工業等の活性化を推進するに当たり、施設整備の促進を今後も行うため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、本条例の適用期限を平成34年3月31日から令和7年3月31日に改めるものであります。

施行期日は、令和4年3月31日であります。

議案第8号三笠市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、民法の改正により成年年齢が引き下げられることに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、施設利用料の年齢区分について、三笠市温水プール使用料の表中「大人」を「一般」、「高校生及び20歳未満の者」を「高校生」に改めるほか、三笠市公の施設使用料等特例条例について同様の改正を行うものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、民法の改正による成年年齢の引下げへの対応に伴う一般単身入居者資格の整備並びに市営住宅の除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、一般単身入居者の資格を「20歳以上60歳未満」から「18歳以上60歳未満」に改めるとともに、榊町団地の除却に伴う規定の整理を行うものであります。

施行期日は、令和4年4月1日であります。

以上、議案第3号から議案第9号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第3号から議案第9号までについての質疑を保留し、大綱質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第4 議案第10号から議案第12号までについて

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 議案第10号から議案第12号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第10号から議案第12号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第10号令和3年度三笠市一般会計補正予算(第10回)についてですが、今回の補正は、既定予算額108億3,448万7,000円に4億1,152万4,000円を追加し、予算の総額を112億4,601万1,000円とするものであります。

まず、歳出であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の追加及び整理をするほか、保育士等処遇改善臨時特例事業費、地球温暖化対策実行計画策定事業費ほか、総務費から教育費まで9款において必要な措置を行うものであります。

一方、歳入については、地方交付税の追加や臨時交付金事業に係る財源の整理のほか、過疎債ソフト事業分の財源更正などを予算整理し、一般財源については財政調整基金繰入金などを計上するものであります。

次に、議案第11号令和3年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第3回)についてですが、今回の補正は、既定予算額14億7,346万8,000円に45万円を追加し、予算の総額を14億7,391万8,000円とするものであります。

まず、歳出であります。諸支出金について過年度保険料還付金の増額分を予算計上するものであります。

一方、歳入については、必要な額を介護給付費準備基金から取り崩し、予算計上するものであります。

最後に、議案第12号令和3年度市立三笠総合病院事業会計補正予算(第2回)についてですが、今回の補正は、経常費及び事業費における予算整理を行うとともに、資金不足額が発生しないよう、一般会計繰入金の追加を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出であります。収入については、患者数が目標数に達していないことによる影響分などを減額するほか、一般会計繰入金を追加することにより、総額を18億4,673万5,000円とするとともに、支出においては、給与費、材料費、経費などを整理し、総額を19億6,578万6,000円とするものであります。

次に、資金的収入及び支出であります。支出については、建設改良費を入札結果に基づいて整理するほか、看護師修学資金貸付金を整理するとともに、建設改良費の財源である企業債を減額するものであります。

以上、議案第10号から議案第12号について一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) お諮りします。

議事の都合により、議案第10号から議案第12号までについての質疑を保留し、大綱

質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休 会 の 議 決

◎議長(武田悌一氏) 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明日3月5日から3月15日までの11日間、休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

3月5日から3月15日までの11日間、休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長(武田悌一氏) 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時19分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員